

令和5年度 請願第2号について

1 教科書採択の流れについて

令和7年度に中学校で使用する教科用図書は、川崎市教科用図書選定審議会の答申を参考に、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に採択を行います。選定審議会が答申を行うに当たっては、各中学校の校内調査研究を取りまとめた報告等を参考に審議しています。

2 令和6年度教科用図書展示会について

教科用図書展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づき、毎年開催するもので、その開始の時期及び期間については、文部科学省告示により指示されるものとなっており、本市におきましては、この期間を踏まえ、各展示会場の展示の時期、期間を決定しています。

○教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）（抜粋）

第5条 教科書展示会は、6月1日から7月31日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

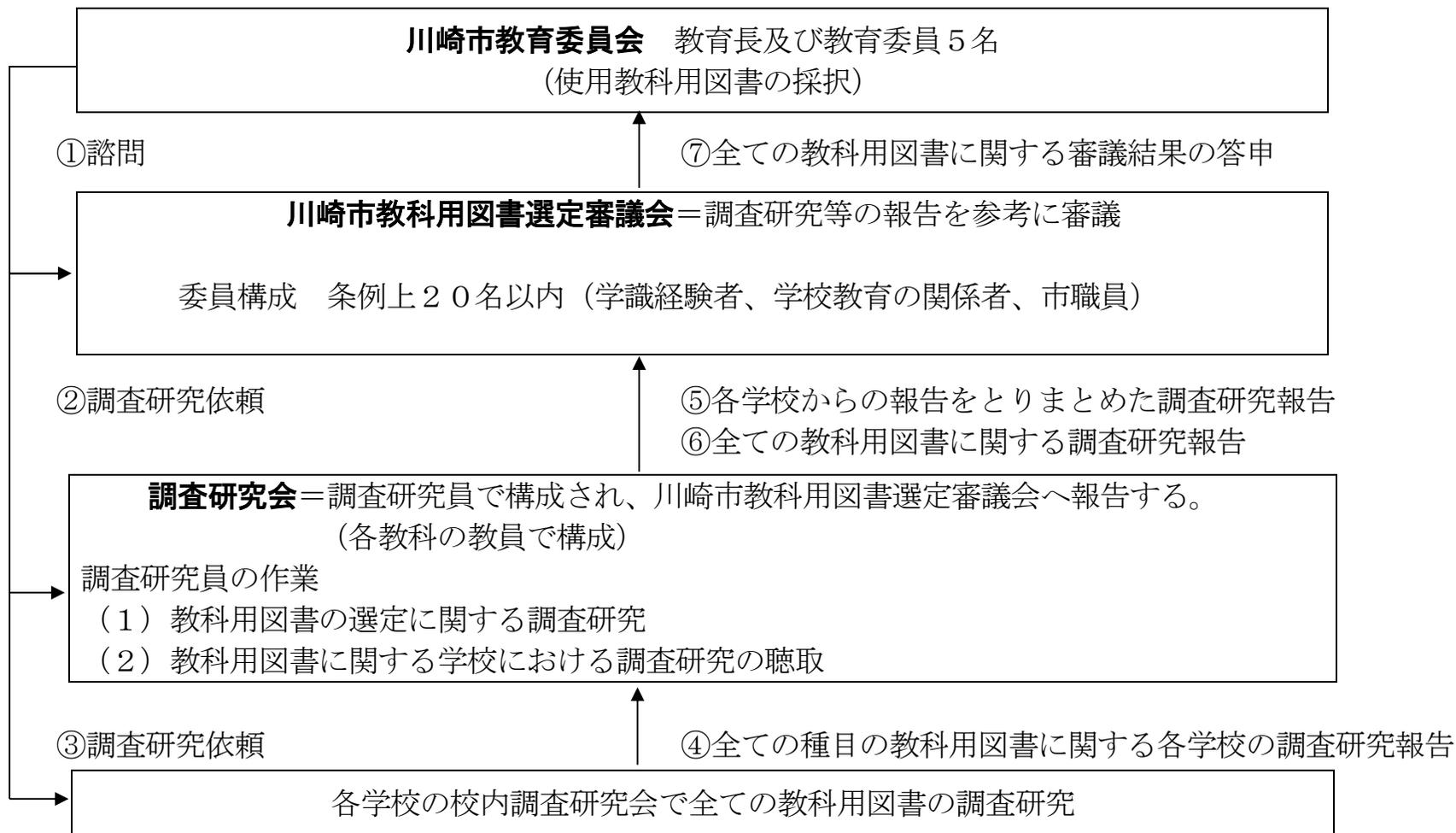
2 前項の指示は、告示をもつてこれを行う。

○令和6年3月14日文部科学省告示第31号（抜粋）

1 教科書展示会の開始の時期 令和6年6月14日から同年7月18日までのいずれかの日

2 教科書展示会の期間 14日間

【図1】 中学校における教科用図書の採択手順



【表1】教科用図書展示会日程

区	会場	展示日数		展示日程(予定)
		令和6年度 (予定)	令和5年度 (実績)	
川崎区	教育文化会館	6日	6日	令和6年6月28日～7月3日 午前10時～正午 午後1時～午後6時
	教育文化会館大師分館	19日	19日	令和6年6月7日～6月26日(17日を除く。) 午前9時～正午 午後1時～午後5時(最終日は午後4時まで)
幸区	幸市民館	6日	6日	令和6年7月5日～7月10日 午前10時～正午 午後1時～午後6時
中原区	教育会館	14日	14日	令和6年6月7日～6月26日(土日を除く。) 午前9時～正午 午後1時～午後5時
高津区	総合教育センター	22日	20日	令和6年6月7日～6月28日 午前9時～正午 午後1時～午後6時
宮前区	宮前市民館	5日	5日	令和6年7月12日～7月17日(16日を除く。) 午前10時～正午 午後1時～午後6時
多摩区	多摩市民館	5日	6日	令和6年7月19日～7月24日(20日を除く。) 午前10時～正午 午後1時～午後6時
麻生区	麻生市民館	6日	6日	令和6年7月26日～7月31日 午前10時～正午 午後1時～午後6時
合計		83日	82日	

3 教科書採択に係る教育委員会会議の開催状況について

(1) 令和5年度教科用図書採択（小学校使用教科用図書採択※）

開催日 令和5年8月20日（日）

会場 川崎市総合教育センター第1研修室

定員 180名

傍聴者 76名

(2) 令和2年度教科用図書採択（中学校使用教科用図書採択※）

開催日 令和2年8月23日（日）

会場 川崎市総合教育センター第1研修室

定員 62名（新型コロナウイルス感染症対策のため定員を制限）

傍聴者 会場内 62名、ロビー50名

※小中学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）第15条の規定により、同一の教科用図書を採択する期間は4年となっています。令和6年度現在、小学校は令和5年度、中学校は令和2年度に採択された図書を使用しています。

4 請願事項に係る本市の考え方

(1) 請願事項1について

市内7区ごとの教科書展示会場を維持し、さらに市民が教科書を良く読めるよう展示期間も長くすること。なお、一日の展示時間は、18時から19時までに延ばすことや昼休み（12時から13時まで）にも職員を配置し、教科書を読めるようにすること。

【本市の考え方】

本市においては、多くの方に展示会にお越しいただけるよう、文部科学省告示で指示された期間より拡大して展示会を開催しております。また、【表1】でお示しした会場のうち、中原区の教育会館を除く7会場においては、土曜日及び日曜日も開催してまいります。

なお、展示会場に配置する職員については、各会場に1名、勤務条件を1日につき7時間までとしております。職員の休憩時間を設定する必要があることから、昼休みに開場することや、展示時間を19時まで延長することは行わないこととしております。

(2) 請願事項2について

展示会場に QR コードを読み取れる機器を設置し、その説明ができる職員を配置すること。

【本市の考え方】

休憩時間等に施錠することが難しい会場もあり、管理方法等のセキュリティー面で課題があるため、機器の設置は行わないこととしております。教科用図書に記載されているQRコードは、スマートフォンやタブレット端末等で読み取り、内容を確認することが可能であるため、汎用的なQRコードの読取り方の案内を展示会場に掲示します。

(3) 請願事項3について

採択にあたっては、教職員の意見を取り入れるようにすること。

【本市の考え方】

教科用図書の採択にあたっては、教育委員会は、各中学校の校内調査研究を取りまとめた報告等を踏まえ審議された選定審議会の答申の内容を参考としながら審議し、最終的にその責任と権限の下、公正かつ適正に教科用図書の採択を行っております。

(4) 請願事項4について

他の教育委員会で行っているところもあるので、採択時のネット中継を行い、後日そのビデオが見られるようにすること。

【本市の考え方】

川崎市教育委員会傍聴人規則（平成13年川崎市教育委員会規則第11号）第4条の規定により、傍聴人による会議の録音等を、原則禁止しており、インターネット中継を実施した場合、それを閲覧している方は、会議の録音が可能となることから、中継は行わないこととしております。

(5) 請願事項5について

教育委員会の教科書採択にかかわる会議実施に当たっては、従来通り傍聴希望者の全てが傍聴できる施設と休日に採択を行うこと。

【本市の考え方】

例年、教科用図書採択の会議を開催していた「川崎市総合教育センター第1研修室」は、令和6年6月から改修工事を予定しているため、今年度は、昨年度の傍聴人の定員と同数の傍聴席が設置可能な「高津市民館大会議室」での開催を予定しております。

また、会議日程につきましては、市民の皆様が傍聴しやすいよう、平成29年度以降、毎年日曜日に開催しておりますので、今年度も同様に開催してまいります。